

衣浦東部広域連合における人事行政の運営等の状況について

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免（平成30年度）

区 分	採用者(平成30年4月1日)	退職者(平成31年3月31日)
人 数	10人	7人

(2) 職員数（平成30年4月1日現在）

職 員 数	452人
-------	------

備考 職員数は、衣浦東部広域連合職員定数条例（平成15年条例第5号）に定められた職員定数である。

2 職員の勤務成績の評定の状況

目 的	職員に割り当てられた職務及び責任を遂行した実績、能力並びに適格性を統一的に記録して、人事管理の合理化及び公務能率の増進を図る。
制度の概要	第1次評定者及び第2次評定者により能力評価、業績評価を行う。能力評価は、評定要素について10点から1点刻みの評定点で評定を行う。調整者は、最終評定点及び評語（AからEまでの5段階）を決定する。業績評価は業務目標の達成度について点数化し評定を行う。
評価終了日	能力評価 平成30年9月30日 業績評価 平成31年3月31日
評定期間	能力評価 平成29年10月1日から平成30年9月30日まで 業績評価 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
対象者	全職員（休職その他の事情により人事評価の実施が困難である職員を除く。）

3 職員の給与の状況

(1) 人件費（平成30年度普通会計決算）

衣浦東部広域連合区域 内住民基本台帳人口 (平31.1.1)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 (B/A)
碧南市 73,083人 刈谷市 151,778人 安城市 189,157人 知立市 72,459人 高浜市 48,579人 (合計 535,056人)	5,355,797千円	174,358千円	4,051,519千円	75.6%

備考 人件費には、特別職に支給される報酬等を含む。

(2) 職員給与費（平成30年度普通会計決算）

職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
427人 (13人)	1,613,368千円	812,382千円	712,531千円	3,138,281千円	7,132千円

備考 1 職員手当には退職手当組合負担金は含まない。

2 ()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(3) 職員の初任給（平成30年4月1日現在）

区 分		初 任 給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大 学 卒	187,200円	198,400円
	高 校 卒	153,000円	162,900円
消防職	大 学 卒	188,700円	204,400円
	高 校 卒	154,300円	166,200円

備考 採用試験に合格し、学校卒業後直ちに採用された者の初任給と、その者が2年後に受けることとなる給料額である。

(4) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成30年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大 学 卒	265,900円	309,825円	392,850円
高 校 卒	231,150円	265,267円	322,314円

(5) 職員の級別職員数（平成30年4月1日現在）

区分		10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
一般行政職	標準的な職務内容	—	局長	次長	課長主幹	課長補佐	課長補佐 係長	係長	主査 主事	主事		
	職員数(人)	—	0	1	1	1	1	2	1	2	0	9
	構成比(%)	—	0	11.1	11.1	11.1	11.1	22.2	11.1	22.3	0	100
消防職	標準的な職務内容	局長	次長	課長 署長 副署長 分署長 主幹	課長補佐 署長補佐 分署長補佐 出張所長	副主幹	係長 専門員	主査	消防士			計
	職員数(人)	1	3	35	34	13	63	63	30	108	73	423
	構成比(%)	0.2	0.7	8.3	8.0	3.1	14.9	14.9	7.1	25.5	17.3	100.0

(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢（平成30年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
行 政 職 員	353,433円	460,105円	44.5歳

消 防 職 員	305,779 円	386,059 円	37.7 歳
---------	-----------	-----------	--------

備考 平均給与月額、給料、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び通勤手当の合計である。

(7) 職員手当（平成30年4月1日現在）

期末・勤勉手当 (平成30年度)	区分	期 末	勤 勉
	6 月期	1.225 月分 (0.65 月分)	0.9 月分 (0.425 月分)
	1 2 月期	1.375 月分 (0.8 月分)	0.95 月分 (0.475 月分)
	計	2.6 月分 (1.45 月分)	1.85 月分 (0.9 月分)
	職制上の段階、職務の級等による加算措置		有

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

退職手当	区 分	自己都合	定年・勸奨
	勤 続 2 0 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤 続 2 5 年	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤 続 3 5 年	39.7575 月分	47.709 月分
	最 高 限 度	47.709 月分	47.709 月分
	平成30年度の1人平均支給額	0 円	25,008,177 円

地 域 手 当	支給率	12%
	支給対象職員数	427 人
	支給対象職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算額)	486,341 円

備考 再任用職員を除く。

特殊勤務手当 (平成30年度決算額)	職員全体に占める手当支給職員の割合	83.8%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	80,619 円
	手当の種類(手当数)	3 手当
	代表的な手当の名称	火災業務手当、救急業務手当、潜水業務手当

備考 再任用職員を除く。

時間外勤務手当 (平成30年度決算額)	支 給 総 額	313,917,146 円
	職員1人当たり支給年額	917,886 円

備考 再任用職員を除く。

区 分	内 容
扶 養 手 当	配偶者 6,500 円、子 10,000 円、父母等 6,500 円を支給。また 16 歳から 22 歳までの間の子については 5,000 円を加算。
住 居 手 当	月額 12,000 円を超える家賃の額に応じて、最高 27,000 円を支給
通 勤 手 当	2 km ずつ加算する通勤距離区分又は交通機関の運賃の額に応じて、最高 55,000 円を支給

(8) 特別職の報酬等（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区 分	報酬等の月額	期 末 手 当
広 域 連 合 長	7,400 円	—
副 広 域 連 合 長	7,400 円	
広 域 連 合 副 長	7,400 円	
議 員	7,400 円	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間（平成 30 年 4 月 1 日現在）

ア 毎日勤務

開始時刻	終了時刻	休憩時間
8 : 30	17 : 15	12 : 00 ~ 13 : 00

イ 隔日勤務

開始時刻	終了時刻	休憩時間
8 : 30	翌日 8 : 30	所定の勤務時間のうちに 8 時間 30 分とし、その時間は所属長が別に定める。

(2) 主な休暇の種類

区 分	付与日数等
年次休暇	1 年につき 20 日
結婚	連続する 7 日以内
出産	産前・産後 8 週間
妻の出産補助	3 日以内
男性職員の育児参加	5 日
子の看護	1 年につき 5 日以内（2 人以上の場合は 10 日）

忌引	親族の区分に応じ7日以内で定める日数
父母の祭日	1日
夏季休暇	5日
リフレッシュ休暇	勤続10年及び勤続20年は2日 勤続30年は3日

5 職員の休業

(1) 育児休業等取得者数（平成30年度中に新たに取得した職員数）

区 分	男 性	女 性	合 計
育児休業取得者数	0人	1人	1人
部分休業取得者数	0人	0人	0人
合 計	0人	1人	1人

(2) 配偶者同行休業取得者数（平成30年度中に新たに取得した職員数）

男 性	女 性	合 計
0人	0人	0人
0人	0人	0人

6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 職員の分限処分

ア 休職（平成30年度）

心身の故障のため、長期の休養を要する場合	刑事事件に関し起訴された場合	学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合	外国の政府等の招きにより、これらの機関の業務に従事する場合	災害により、生死不明又は所在不明となった場合	合 計
2人	0人	0人	0人	0人	2人

イ 職員の意に反する降任・免職（平成30年度）

理由 処分内容	勤務実績が良くない場合	心身の故障のため職務遂行に支障がある場合	職に必要な適格性を欠く場合	廃職又は過員を生じた場合	合 計
降 任	0人	0人	0人	0人	0人
免 職	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 職員の懲戒処分（平成30年度）

処分手由 \ 処分の種類	免職	停職	減給	戒告	合計
給与・任用に関する不正関係	0人	0人	0人	0人	0人
一般服務違反関係 (職務専念義務違反、職務命令違反等)	0人	0人	0人	0人	0人
一般非行関係（傷害、暴行等）	0人	0人	1人	0人	1人
収賄等関係（収賄、横領等）	0人	0人	0人	0人	0人
道路交通法違反関係	0人	0人	0人	0人	0人
監督責任関係	0人	0人	0人	0人	0人
合計	0人	0人	1人	0人	1人

7 職員のサービスの状況

(1) サービス制度に関する研修等の実施（平成30年度）

地方公務員法に定められた職員としての義務を周知徹底するため、新規採用予定者研修等において、サービス制度に係る研修を実施した。

また、随時、通知文書によりサービス規律の徹底を図っている。

(2) 営利企業等への従事許可（平成30年度）

許可件数	3件
------	----

8 職員の退職管理の状況

(1) 退職管理の規制等の概要

ア 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制（改正法第38条の2）

営利企業等に再就職した元職員が、離職前の職務に関して、現職職員へ働きかけをすることが禁止されている。

イ 再就職情報の届出（条例第3条）

管理又は監督の地位にある職員であった者は、離職後2年間、再就職した場合は任命権者に届け出ることが義務付けられている。

人数 \ 退職年度	29年度	30年度
退職者（課長級以上）	5人	5人
再就職者	0人	1人

※「再就職者」に衣浦東部広域連合及び構成市の再任用職員は含まない。

9 職員の研修の状況

(1) 研修（平成30年度）

ア 一般研修（行政職員及び消防職員に共通して実施するもの）

(ア) 内部研修

新規採用予定者研修、メンタルヘルス研修、交通安全研修及び情報セキュリティ研修、人事評価者研修

(イ) 外部研修

a 愛知県市町村振興協会センター研修

オープンセミナー、部長研修、課長研修、課長補佐研修、地方自治法研修、地方公務員法研修、法制執務（基礎・実務）研修、財政担当初任者実務研修、リスクマネジメント研修、研修企画担当者研修、採用面接研修、条例等の評価・見直し研修、プレゼンテーション研修、折衝力・交渉力向上研修、ファシリテーション研修、クレーム対応研修、コーチング研修、問題解決能力向上研修、タイムマネジメント研修、接遇研修指導者養成研修、女性職員キャリアアップ研修、講師力向上研修

b 全国市町村国際文化研修所（J I A M）

消防職員コース

c 自治大学校

地域人財づくりセミナー 1期

d 民間研修機関

新基準（統一的な基準）による新地方公会計財務書類の作成実務、年末調整の実務と進め方、情報公開制度・個人情報保護をめぐる運用実務とポイント、会計年度任用（臨時・非常勤）職員の任用と管理実務

イ 消防職員研修（消防職員のみを対象として実施するもの）

(ア) 消防大学校研修

幹部科、警防課

(イ) 消防学校研修

初任科、警防科、危険物課、救急科、救助科、中級幹部科、はしご自動車等運用科、地震防災科、指揮隊科、外傷講習

(ウ) 特別派遣研修

東京研修所、名古屋市救急救命士養成所、指導救命士研修

(エ) 先進都市視察研修

志太広域事務組合消防本部、静岡市消防局

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合負担金等（平成30年度）

執行額	一人当たりの負担額
617,527,521 円	1,403,472 円

備考 共済組合負担金等とは、都市職員共済組合負担金、健康保険料負担金、厚生年金保険料負担金及び雇用保険料負担金をいう。

(2) 職員互助会（平成30年度）

広域連合負担金額	一人当たりの負担額
4,690,328 円	11,115 円

(3) 安全衛生管理体制

ア 安全衛生管理体制の概要

職員の安全の確保、健康の保持増進などの諸施策を効率的に推進するために、衣浦東部広域連合職員安全衛生管理規程の定めるところにより、総括安全衛生管理者（消防次長）を組織の長とする安全衛生管理体制を整備している。

また、調査審議機関として職員の安全衛生に係る基本的対策については、安全衛生委員会を設置し、健康管理区分の決定は総括安全管理者が行い、定期健康診断は事務局総務課において計画実施している。

イ 健康診断等（平成30年度）

区分	定期健康診断	人間ドック	特定業務従事者健康診断
受診者数	176 人	264 人	336 人

ウ 健康相談会

職員の健康の保持増進を図るため、産業医により、健診結果に基づく事後管理、一般疾病の予防・治療対策についての保健指導を実施している。

(4) 職員の災害補償

ア 公務災害認定件数（平成30年度）

負 傷				疾 病				合 計
自己職務遂行中	出張中	その他	計	公務上の負傷に起因する疾病	職業病	その他公務起因性の明らかな疾病	計	

4件	0件	0件	4件	0件	0件	0件	0件	4件
----	----	----	----	----	----	----	----	----

イ 通勤災害認定件数（平成30年度）

出勤途上	退勤途上	計
1件	0件	1件

ウ 公務災害補償基金負担金（平成30年度）

執行額
6,935,154円

公平委員会の業務の状況について

衣浦東部広域連合においては、地方公務員法第7条第4項の規定により、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を愛知県に委託している。

平成30年度における衣浦東部広域連合の公平委員会の業務の状況について、地方公務員法第58条の2第2項及び衣浦東部広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、愛知県から報告された内容は、次のとおりである。

(1) 勤務条件に関する措置の要求（平成30年度）

区 分	件 数
前年度からの繰越件数 (A)	0
当年度中の新規要求件数 (B)	0
当年度中取扱い件数 (C = A + B)	0
当年度中終了件数 (D)	0
次年度への繰越件数 (E = C - D)	0

(2) 不利益処分に関する審査請求（平成30年度）

区 分	件 数
前年度からの繰越件数 (A)	0
当年度中の新規申立て件数 (B)	0
当年度中取扱い件数 (C = A + B)	0
当年度中終了件数 (D)	0
次年度への繰越件数 (E = C - D)	0